

公益法人会計基準の改正等について

平成 16 年 10 月 14 日
公益法人等の指導監督等に関する
関係省庁連絡会議申合せ

1 会計基準の設定及び改正の経緯等

(1) 設定及び改正の経緯

「公益法人会計基準」(以下「会計基準」という。)は、昭和52年3月4日に公益法人監督事務連絡協議会の申合せとして設定され、その後、昭和60年9月17日の公益法人指導監督連絡会議決定による改正が行われ、公益法人が会計帳簿及び計算書類を作成するための基準として活用されてきた。

しかし、前回改正から相当の期間が経過し、その間、公益法人をめぐる社会的及び経済的環境が大きく変化してきている状況にかんがみ、会計基準については、平成12年4月から総理府(当時)管理室の要請を受けて、「公益法人会計基準検討会」(座長：加古宜士早稲田大学教授)が会計基準の問題点を整理し、今後の改正の方向性について検討を行ってきた。また、「行政改革大綱」(平成12年12月1日閣議決定)においても、会計基準の改善策の検討を行うこととされたところである。同検討会は、平成13年12月、それまでの検討結果を「公益法人会計基準の見直しに関する論点の整理(中間整理)」として取りまとめ、公表した。

平成14年3月29日には、会計基準の「理論及び実務の進展に即して更に充実と改善を図る」ための検討を行うため、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会(以下「幹事会」という。)において、会計基準の検討を行うことを申し合わせ、改めて「公益法人会計基準検討会」(以下「検討会」という。)(座長：加古宜士早稲田大学教授)を幹事会の下に開催し、所要の検討を行った結果、平成15年3月28日に検討会から幹事会に対し、「公益法人会計基準(案)について」の報告が行われた。

その後、新たな会計基準の実施に当たって必要な事項について、総務省において事務的な検討が進められてきたところであるが、その検討についても見通しが得られたことから、今般、会計基準の全部を別紙のとおり改正することとした。

(2) 改正の方針及び主な改正事項

公益法人を取り巻く社会経済状況の変化を受け、公益法人においても一層効率的な事業運営が求められることとなり、事業の効率性に関する情報を充実させる必要が生じている。また、一部公益法人による不祥事等を受けて、公益法人の事業活動の状況を透明化し、寄付者等(会員等を含む。以下同じ。)から受け入れた財産の受託責任についてより明確にすることを通じて、広く国民に対して理解しやすい財務情報を提供することが

求められている。さらに、公益法人は多数の者の寄付等に支えられつつ、不特定多数の者の利益のために活動する法人であることから、その活動内容については、広く国民一般も関心を持っている。

こうした認識の下、公益法人の活動状況を分かりやすく広く国民一般に対して報告するものとするため、会計基準の全面的な改正を行うこととした。

主な改正事項は次のとおりである。

- ア 従来の資金収支計算を中心とする体系を見直し、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録から構成する財務諸表を作成する。このため、従来会計基準で定めてきた収支予算書及び収支計算書については、会計基準の範囲外とする。
- イ 大規模公益法人については、その財務内容に対する関心が多数の利用者から向けられていること、資産及び負債の内容が多様かつ複雑となっていることから、上記の財務諸表の体系に加えて、キャッシュ・フロー計算書を作成する。
- ウ 貸借対照表の正味財産の部について、寄付者等から受け入れた財産に対する法人の受託責任を明確化するため、寄付者等の意思によって特定の目的に用途が制限されている寄付を受け入れた部分を指定正味財産として表示する。また、指定正味財産以外の正味財産は一般正味財産として表示する。
- エ 正味財産増減計算書の様式について、当期正味財産増減額を増加原因及び減少原因に分けてその両者を総額で示す様式（フロー式）に統一するとともに、正味財産の増加原因を収益とし、減少原因を費用として表示する。
- オ 財務諸表に対する注記事項について、関連当事者間取引、有価証券の時価その他の注記を拡充する。

2 本会計基準の性格

本会計基準は、公益法人会計に関する一般的、標準的な基準を示したものであり、公益法人会計の理論及び実務の進展に即して、今後、更に充実と改善を図っていかうとするものである。

3 本会計基準の取扱い

主務官庁は、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定）に従い、公益法人の会計処理は原則として本会計基準によるものとするよう公益法人に対し指導するものとする。

4 内部管理事項について

本会計基準においては、当該基準の目的を広く国民に対して公益法人の活動状況を分かりやすく提供することにあるとし、こうした観点から財務諸表の作成方法について定めたところであり、これ以外の内部管理事項（会計処理規程、会計帳簿、収支予算書及

び収支計算書の作成並びに書類の保存)については、当該基準においては特段の定めを置かないこととした。

しかしながら、現行の指導監督体制の下において、これらの内部管理事項についても統一的な取扱いが定められ、実施されてきたことにかんがみ、現在検討が進められている公益法人制度の抜本的改革が行われるまでの間については、引き続き上記書類の作成及び保存を行うものとする。

5 本会計基準の実施時期

本会計基準は、平成18年4月1日以後開始する事業年度からできるだけ速やかに実施するものとする。

6 その他

正味財産増減計算書について、当期正味財産増減額を増加原因及び減少原因に分けてその両者を総額で示す様式(フロー式)にする等の従前の会計基準においても実施されてきた事項については、平成18年度以降の円滑な会計基準の移行に資するものとするよう実施の奨励を図っていくものとする。

また、本会計基準の実施に当たって必要となる具体的な指針等については、今後、適切に措置していくものとする。

公益法人会計基準

第 1 総則

1 目的及び適用範囲

この会計基準は、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 34 条の規定に基づき設立された公益法人（以下「公益法人」という。）の財務諸表の作成の基準を定め、公益法人の健全なる運営に資することを目的とする。

2 一般原則

公益法人は、次に掲げる原則に従って、財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。（注 1）

- (1) 財務諸表は、資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況に関する真実な内容を明りょうに表示するものでなければならない。
- (2) 財務諸表は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成しなければならない。
- (3) 会計処理の原則及び手続並びに財務諸表の表示方法は、毎事業年度これを継続して適用し、みだりに変更してはならない。
- (4) 重要性の乏しいものについては、会計処理の原則及び手続並びに財務諸表の表示方法の適用に際して、本来の厳密な方法によらず、他の簡便な方法によることができる。（注 2）

3 事業年度

公益法人の事業年度は、定款又は寄附行為で定められた期間によるものとする。

4 会計区分

公益法人は、特定の目的のために特別会計を設けることができる。

5 財務諸表の科目

財務諸表の科目は、別表に準拠してその性質を示す適当な名称で表示するものとする。

第 2 貸借対照表

1 貸借対照表の内容

貸借対照表は、当該事業年度末現在におけるすべての資産、負債及び正味財産の状態を明りょうに表示するものでなければならない。

2 貸借対照表の区分

貸借対照表は、資産の部、負債の部及び正味財産の部に分かち、更に資産の部を流動資産及び固定資産に、負債の部を流動負債及び固定負債に、正味財産の部を指定正味財産及び一般正味財産に区分しなければならない。なお、正味財産の部には、指定

正味財産及び一般正味財産のそれぞれについて、基本財産への充当額及び特定資産への充当額を内書きとして記載するものとする。(注3)(注4)(注5)

3 資産の貸借対照表価額

- (1) 資産の貸借対照表価額は、原則として、当該資産の取得価額を基礎として計上しなければならない。交換、受贈等によって取得した資産の取得価額は、その取得時における公正な評価額とする。(注6)
- (2) 受取手形、未収金、貸付金等の債権については、取得価額から貸倒引当金を控除した額をもって貸借対照表価額とする。
- (3) 満期まで所有する意思をもって保有する社債その他の債券(以下「満期保有目的の債券」という。)並びに子会社株式及び関連会社株式については、取得価額をもって貸借対照表価額とする。満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価をもって貸借対照表価額とする。(注7)(注8)(注9)
- (4) 棚卸資産については、取得価額をもって貸借対照表価額とする。ただし、時価が取得価額よりも下落した場合には、時価をもって貸借対照表価額とすることができる。
- (5) 有形固定資産及び無形固定資産については、その取得価額から減価償却累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。
- (6) 資産の時価が著しく下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならない。ただし、有形固定資産及び無形固定資産について使用価値が時価を超える場合、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を超えない限りにおいて使用価値をもって貸借対照表価額とすることができる。

4 貸借対照表の様式

貸借対照表は、様式1に準じ作成するものとする。この場合において、特別会計を設けているときは、様式5-1に準じ総括表を併せて作成するものとする。(注10)

第3 正味財産増減計算書

1 正味財産増減計算書の内容

正味財産増減計算書は、当該事業年度における正味財産のすべての増減内容を明りょうに表示するものでなければならない。

2 正味財産増減計算書の区分

正味財産増減計算書は、一般正味財産増減の部及び指定正味財産増減の部に分かち、更に一般正味財産増減の部を経常増減の部及び経常外増減の部に区分するものとする。(注5)(注11)(注12)(注13)

3 正味財産増減計算書の構成

一般正味財産増減の部は、経常収益及び経常費用を記載して当期経常増加額（減少額）を表示し、これに経常外増減に属する項目を加減して当期一般正味財産増加額（減少額）を表示するとともに、更にこれに一般正味財産期首残高を加算して一般正味財産期末残高を表示しなければならない。

指定正味財産増減の部は、指定正味財産増加額（減少額）を発生原因別に表示し、これに指定正味財産期首残高を加算して指定正味財産期末残高を表示しなければならない。（注４）（注１３）

4 正味財産増減計算書の様式

正味財産増減計算書は、様式２に準じ作成するものとする。この場合において、特別会計を設けているときは、様式５－２に準じ総括表を併せて作成するものとする。（注１０）

第４ 財務諸表の注記

1 財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。

- (1) 資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等財務諸表の作成に関する重要な会計方針
- (2) 重要な会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額
- (3) 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高
- (4) 基本財産及び特定資産の財源等の内訳
- (5) 担保に供している資産
- (6) 固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
- (7) 債権について貸倒引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高
- (8) 保証債務（債務の保証を主たる目的事業とする公益法人の場合を除く。）等の偶発債務
- (9) 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
- (10) 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高
- (11) 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳
- (12) 関連当事者との取引の内容（注１４）
- (13) 重要な後発事象
- (14) その他公益法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況を明らかにするために必要な事項

2 財務諸表の注記の様式

財務諸表に対する注記事項は、様式 3 に準じ記載するものとする。

第 5 財産目録

1 財産目録の内容

財産目録は、当該事業年度末現在におけるすべての資産及び負債につき、その名称、数量、価額等を詳細に表示するものでなければならない。

2 財産目録の区分

財産目録は、貸借対照表の区分に準じ、資産の部と負債の部に分かち、正味財産の額を示さなければならない。

3 財産目録の価額

財産目録の価額は、貸借対照表記載の価額と同一とする。

4 財産目録の様式

財産目録は、様式 4 に準じ作成するものとする。なお、財産目録は、特別会計を設けている場合においても、当該公益法人全体について作成するものとする。

公益法人会計基準注解

(注1) キャッシュ・フロー計算書の作成について

- 1 大規模公益法人は、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録に加えて、財務諸表の一つとして、キャッシュ・フロー計算書を作成しなければならない。
- 2 キャッシュ・フロー計算書は、当該事業年度におけるキャッシュ・フローの状況について、事業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローに区分して記載するものとする。
- 3 キャッシュ・フロー計算書には、当該事業年度におけるすべての現金及び現金同等物の収入及び支出を記載しなければならない。
- 4 事業活動によるキャッシュ・フローの区分においては、直接法又は間接法のいずれかを用いてキャッシュ・フローの状況を記載しなければならない。
- 5 キャッシュ・フロー計算書には、資金の範囲及び重要な非資金取引について注記するものとする。
- 6 キャッシュ・フロー計算書は、様式6-1又は様式6-2に準じ作成するものとする。なお、キャッシュ・フロー計算書は、特別会計を設けている場合においても、当該公益法人全体に係るキャッシュ・フローの状況を表示するものとする。

(注2) 重要性の原則の適用について

重要性の原則の適用例としては、次のようなものがある。

- (1) 消耗品、貯蔵品等のうち、重要性が乏しいものについては、その買入時又は払出時に正味財産の減少原因として処理する方法を採用することができる。
- (2) 取得価額と債券金額との差額について重要性が乏しい満期保有目的の債券については、償却原価法を適用しないことができる。
- (3) 寄付によって受け入れた金額に重要性が乏しい場合、寄付者等（会員等を含む。以下同じ。）からの制約が課される期間に重要性が乏しい場合、又は寄付者等からの制約に重要性が乏しい場合には、当該寄付によって増加した正味財産を指定正味財産の増加額としないで、一般正味財産の増加額として処理することができる。
- (4) 所有権が借手に移転すると認められるファイナンス・リース取引について、取得したリース物件の価額に重要性が乏しい場合、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。
- (5) 法人税法上の収益事業に係る課税所得の額に重要性が乏しい場合、税効果

会計を適用しないで、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる。

(注3) 基本財産及び特定資産の表示について

- 1 当該公益法人が基本財産又は特定資産を有する場合には、固定資産を基本財産、特定資産及びその他固定資産に区分するものとする。
- 2 当該公益法人が特定の目的のために預金、有価証券等を有する場合には、当該資産の保有目的を示す独立の科目をもって、貸借対照表上、特定資産の区分に記載するものとする。

(注4) 総額主義について

貸借対照表における資産、負債及び正味財産は、総額をもって記載することを原則とし、資産の項目と負債又は正味財産の項目とを相殺することによって、その全部又は一部を貸借対照表から除去してはならない。

総額主義の原則は、正味財産増減計算書においても適用する。

(注5) 指定正味財産の区分について

寄付によって受け入れた資産で、寄付者等の意思により当該資産の用途について制約が課されている場合には、当該受け入れた資産の額を、貸借対照表上、指定正味財産の区分に記載するものとする。また、当期中に当該寄付によって受け入れた資産の額は、正味財産増減計算書における指定正味財産増減の部に記載するものとする。

(注6) 外貨建の資産及び負債の決算時における換算について

外国通貨、外貨建金銭債権債務（外貨預金を含む。）及び外貨建有価証券等については、子会社株式及び関連会社株式を除き、決算時の為替相場による円換算額を付すものとする。

決算時における換算によって生じた換算差額は、原則として、当期の為替差損益として処理する。

(注7) 満期保有目的の債券の評価について

満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合には、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。

(注8) 満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券について

満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価評価に伴って生じる評価差額は、当期の正味財産増減額として処理するものとする。

(注 9) 指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた有価証券の会計処理について

指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた有価証券を時価又は償却原価で評価する場合には、従前の帳簿価額との差額は、正味財産増減計算書上、指定正味財産増減の部に記載するものとする。

(注 10) 特別会計を設けている場合の総括表における内部取引高等の相殺消去について

当該公益法人が特別会計を設けている場合、他の会計区分との間において生ずる内部取引高は、正味財産増減計算書総括表において相殺消去するものとする。また、他の会計区分との間における内部貸借取引の残高は、貸借対照表総括表において相殺消去するものとする。

(注 11) 補助金等について

法人が国又は地方公共団体等から補助金等を受け入れた場合、原則として、その受入額を受取補助金等として指定正味財産増減の部に記載し、補助金等の目的たる支出が行われるのに応じて当該金額を指定正味財産から一般正味財産に振り替えるものとする。なお、当該事業年度末までに目的たる支出を行うことが予定されている補助金等を受け入れた場合には、その受入額を受取補助金等として一般正味財産増減の部に記載することができる。

ただし、当該補助金等が国又は地方公共団体等の補助金等交付業務を実質的に代行する目的で当該法人に一時的に支払われたものである場合等、当該補助金等を第三者へ交付する義務を負担する場合には、当該補助金等は預り補助金等として処理し、事業年度末における残高を負債の部に記載するものとする。

(注 12) 一般正味財産増減の部における経常外増減に属する項目について

一般正味財産増減の部における経常外増減に属する項目には、臨時的項目及び過年度修正項目がある。

なお、経常外増減に属する項目であっても、金額の僅少なもの又は每期経常的に発生するものは、経常増減の区分に記載することができる。

(注 13) 指定正味財産の部から一般正味財産の部への振替について

次に掲げる金額は、指定正味財産の部から一般正味財産の部に振り替え、当期の振替額を正味財産増減計算書における指定正味財産増減の部及び一般正味財産増減の部に記載しなければならない。

- (1) 指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた資産について、制約が解除された場合には、当該資産の帳簿価額
- (2) 指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた資産について、減価償却を行った場合には、当該減価償却費の額
- (3) 指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた資産が災害等により消滅した場合には、当該資産の帳簿価額

なお、一般正味財産増減の部において、指定正味財産からの振替額は、その性格に従って、経常収益又は経常外収益として記載するものとする。

(注14) 関連当事者との取引の内容について

- 1 関連当事者とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 当該公益法人を支配する法人
 - (2) 当該公益法人によって支配される法人
 - (3) 当該公益法人と同一の支配法人をもつ法人
 - (4) 当該公益法人の役員及びその近親者
- 2 関連当事者との取引については、次に掲げる事項を原則として関連当事者ごとに注記しなければならない。
 - (1) 当該関連当事者が法人の場合には、その名称、所在地、直近の年度末における資産総額及び事業の内容。なお、当該関連当事者が会社の場合には、当該関連当事者の議決権に対する当該公益法人の所有割合
 - (2) 当該関連当事者が個人の場合には、その氏名及び職業
 - (3) 当該公益法人と関連当事者との関係
 - (4) 取引の内容
 - (5) 取引の種類別の取引金額
 - (6) 取引条件及び取引条件の決定方針
 - (7) 取引により発生した債権債務に係る主な科目別の期末残高
 - (8) 取引条件の変更があった場合には、その旨、変更の内容及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容
- 3 関連当事者との間の取引のうち次に定める取引については、2に規定する注記を要しない。
 - (1) 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性格からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引
 - (2) 役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い

別表

財務諸表の科目

ここに示した科目は、一般的、標準的なものであり、事業の種類、規模等に応じて科目を追加又は省略することができる。なお、必要に応じて小科目を設定することが望ましい。

1 貸借対照表に係る科目及び取扱要領 (資産の部)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
流動資産	現金預金 受取手形 未収会費 未収金 前払金 有価証券	現金、当座預金、普通預金、定期預金、郵便貯金等 売買目的で保有する有価証券及び貸借対照表日後 1 年以内に満期の到来する債券等（ただし、基本財産又は特定資産に含まれるものを除く）
固定資産	貯蔵品	
基本財産	土地 投資有価証券	寄附行為又は定款において基本財産と定められた資産 満期保有目的の債券等、流動資産の区分に記載されない有価証券（貸付信託受益証券等を含む）で基本財産と定めたもの
特定資産	退職給付引当資産 減価償却引当資産	退職給付を支払うための特定預金等 固定資産の減価償却相当額を特定預金とした場合の預金等
その他固定資産	〇〇〇積立資産 建物 構築物 車両運搬具 什器備品 土地 建設仮勘定 借地権 電話加入権 敷金 保証金	 建設中又は制作中の有形固定資産（工事前払金、手付金等を含む）

	投資有価証券 子会社株式 関連会社株式	
--	---------------------------	--

(負債の部)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
流動負債	支払手形 未払金 前受金 預り金 短期借入金	事業費等の未払額 受取会費等の前受額 源泉所得税、社会保険料等の預り金 返済期限が貸借対照表日後1年以内の借入金（返済期限が1年以内となった長期借入金を含む）
固定負債	長期借入金 退職給付引当金 受入保証金	返済期限が貸借対照表日後1年超の借入金 退職給付に係る見積債務額から年金資産額等を控除したもの

(正味財産の部)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
指定正味財産		寄付者等（会員等を含む）によりその用途に制約が課されている資産の受入額
一般正味財産	国庫補助金 地方公共団体補助金 民間補助金 寄付金 （うち基本財産への充当額） （うち特定資産への充当額）	指定正味財産合計のうち基本財産への充当額 指定正味財産合計のうち特定資産への充当額
	一般正味財産 （うち基本財産への充当額） （うち特定資産への充当額）	正味財産から指定正味財産を控除した額 一般正味財産合計のうち基本財産への充当額 一般正味財産合計のうち特定資産への充当額

2 正味財産増減計算書に係る科目及び取扱要領

(一般正味財産増減の部)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
経常収益 基本財産運用益		基本財産の運用益

特定資産運用益	基本財産受取利息	
	基本財産受取配当金	
	基本財産受取賃貸料	
受取入会金	特定資産受取利息	
	特定資産受取配当金	
受取会費	受取入会金	
事業収益	正会員受取会費	
	特別会員受取会費	
	賛助会員受取会費	
受取補助金等	〇〇事業収益	事業費等に充当する目的で毎年度経常的に受取るもの 指定正味財産から一般正味財産への振替額を含む
受取負担金	受取国庫補助金	
	受取地方公共団体補助金	
	受取民間補助金	
	〇〇受託収益	
	受取国庫助成金	
	受取地方公共団体助成金	
	受取民間助成金	
受取寄付金	受取負担金	指定正味財産から一般正味財産への振替額を含む
雑収益	受取寄付金	指定正味財産から一般正味財産への振替額を含む
	募金収益	
他会計からの繰入額	受取利息	
	有価証券運用益	
	雑収益	
経常費用	〇〇会計からの繰入額	毎年度経常的に他会計から繰り入れられる金銭等
事業費		事業の目的のために直接要する費用で管理費以外のもの 必要に応じて、事業の種類ごとに区分して記載する
	給料手当	
	臨時雇賃金	
	退職給付費用	

管理費	福利厚生費 旅費交通費 通信運搬費 減価償却費 消耗什器備品費 消耗品費 修繕費 印刷製本費 燃料費 光熱水料費 賃借料 保険料 諸謝金 租税公課 支払負担金 支払助成金 支払寄付金 委託費 雑費	各種の事業を管理するため、毎年度経常的に要する費用
	役員報酬 給料手当 退職給付費用 福利厚生費 会議費 旅費交通費 通信運搬費 減価償却費 消耗什器備品費 消耗品費 修繕費 印刷製本費 燃料費 光熱水料費 賃借料 保険料 諸謝金 租税公課 支払負担金 支払寄付金 支払利息 有価証券運用損	

他会計への繰出額	雑費	毎年度経常的に他会計へ繰り出される金銭等
経常外収益	〇〇会計への繰出額	
基本財産評価益		一般正味財産を充当した基本財産の評価益
固定資産売却益	基本財産評価益	固定資産の売却による売却差益
	建物売却益	
	車両運搬具売却益	
	什器備品売却益	
	土地売却益	
	借地権売却益	
	電話加入権売却益	
固定資産受贈益		指定正味財産から一般正味財産への振替額を含む
	土地受贈益	
	投資有価証券受贈益	
経常外費用		
基本財産評価損		一般正味財産を充当した基本財産の評価損
固定資産売却損	基本財産評価損	固定資産の売却による売却差損
	建物売却損	
	車両運搬具売却損	
	什器備品売却損	
	土地売却損	
	借地権売却損	
	電話加入権売却損	
災害損失	災害損失	

(指定正味財産増減の部)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
受取補助金等	受取国庫補助金 受取地方公共団体補助金 受取民間補助金 受取国庫助成金 受取地方公共団体助成金 受取民間助成金	使途が制約されている補助金等の受入額
受取負担金	受取負担金	
受取寄付金		

固定資産受贈益	受取寄付金	
	土地受贈益	
	投資有価証券受贈益	
基本財産評価益		指定正味財産を充当した基本財産の評価益
	基本財産評価益	
特定資産評価益		指定正味財産を充当した特定資産の評価益
	特定資産評価益	
基本財産評価損		指定正味財産を充当した基本財産の評価損
	基本財産評価損	
特定資産評価損		指定正味財産を充当した特定資産の評価損
	特定資産評価損	
一般正味財産への振替額		指定正味財産から一般正味財産への振替額
	一般正味財産への振替額	

３－１ キャッシュ・フロー計算書に係る科目及び取扱要領（事業活動によるキャッシュ・フローを直接法により表示する場合）
（事業活動によるキャッシュ・フロー）

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
事業活動収入		
基本財産運用収入		
	基本財産運用収入	
入会金収入		
	入会金収入	
会費収入		
	会費収入	
事業収入		
	事業収入	
補助金等収入		
	補助金収入	
負担金収入		
	負担金収入	
事業活動支出		
事業費支出		
	事業費支出	
管理費支出		
	管理費支出	

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
投資活動収入		
固定資産売却収入	固定資産売却収入	
投資有価証券売却収入	投資有価証券売却収入	
投資活動支出		
固定資産取得支出	固定資産取得支出	
投資有価証券取得支出	投資有価証券取得支出	

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
財務活動収入		
借入金収入	借入金収入	
財務活動支出		
借入金返済支出	借入金返済支出	

3 - 2 キャッシュ・フロー計算書に係る科目及び取扱要領(事業活動によるキャッシュ・フローを間接法により表示する場合)

(事業活動によるキャッシュ・フロー)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
当期一般正味財産増減額	当期一般正味財産増減額	
キャッシュ・フローへの調整額		
減価償却費	減価償却費	
基本財産の増減額	基本財産の増減額	償却原価法による利息計上額で基本財産に加算されたものを含む
退職給付引当金		

の増減額	退職給付引当金の増減額	
未収金の増減額	未収金の増減額	
貯蔵品の増減額	貯蔵品の増減額	
未払金の増減額	未払金の増減額	
指定正味財産からの振替額	指定正味財産からの振替額	
指定正味財産増加 収入		
補助金等収入	国庫補助金収入	

（投資活動によるキャッシュ・フロー） 3 - 1 と同じ。

（財務活動によるキャッシュ・フロー） 3 - 1 と同じ。

様式 1

貸 借 対 照 表

平成 年 月 日現在

科 目	当年度	前年度	増 減
資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	× × ×	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×	× × ×
流動資産合計	× × ×	× × ×	× × ×
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
土 地	× × ×	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×	× × ×
基本財産合計	× × ×	× × ×	× × ×
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	× × ×	× × ×	× × ×
減価償却引当資産	× × ×	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×	× × ×
特定資産合計	× × ×	× × ×	× × ×
(3) その他固定資産			
.....	× × ×	× × ×	× × ×
その他固定資産合計	× × ×	× × ×	× × ×
固定資産合計	× × ×	× × ×	× × ×
資産合計	× × ×	× × ×	× × ×
負債の部			
1. 流動負債			
未払金	× × ×	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×	× × ×
流動負債合計	× × ×	× × ×	× × ×
2. 固定負債			
退職給付引当金	× × ×	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×	× × ×
固定負債合計	× × ×	× × ×	× × ×
負債合計	× × ×	× × ×	× × ×
正味財産の部			
1. 指定正味財産			
国庫補助金	× × ×	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×	× × ×
指定正味財産合計	× × ×	× × ×	× × ×
(うち基本財産への充当額)	(× × ×)	(× × ×)	(× × ×)
(うち特定資産への充当額)	(× × ×)	(× × ×)	(× × ×)
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	(× × ×)	(× × ×)	(× × ×)
(うち特定資産への充当額)	(× × ×)	(× × ×)	(× × ×)
正味財産合計	× × ×	× × ×	× × ×
負債及び正味財産合計	× × ×	× × ×	× × ×

様式 2

正味財産増減計算書

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

科 目	当年度	前年度	増 減
一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
.....	× × ×	× × ×	× × ×
受取入会金			
.....	× × ×	× × ×	× × ×
受取会費			
.....	× × ×	× × ×	× × ×
事業収益			
.....	× × ×	× × ×	× × ×
受取補助金等			
.....	× × ×	× × ×	× × ×
経常収益計	× × ×	× × ×	× × ×
(2) 経常費用			
事業費			
.....	× × ×	× × ×	× × ×
管理費			
.....	× × ×	× × ×	× × ×
経常費用計	× × ×	× × ×	× × ×
当期経常増減額	× × ×	× × ×	× × ×
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産売却益			
.....	× × ×	× × ×	× × ×
経常外収益計	× × ×	× × ×	× × ×
(2) 経常外費用			
固定資産売却損			
.....	× × ×	× × ×	× × ×
経常外費用計	× × ×	× × ×	× × ×
当期経常外増減額	× × ×	× × ×	× × ×
当期一般正味財産増減額	× × ×	× × ×	× × ×
一般正味財産期首残高	× × ×	× × ×	× × ×
一般正味財産期末残高	× × ×	× × ×	× × ×
指定正味財産増減の部			
受取補助金等			
.....	× × ×	× × ×	× × ×
当期指定正味財産増減額	× × ×	× × ×	× × ×
指定正味財産期首残高	× × ×	× × ×	× × ×
指定正味財産期末残高	× × ×	× × ×	× × ×
正味財産期末残高	× × ×	× × ×	× × ×

様式 3

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

.....

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

.....

(3) 固定資産の減価償却の方法

.....

(4) 引当金の計上基準

.....

(5) リース取引の処理方法

.....

(6) 消費税等の会計処理

.....

(7)

2. 会計方針の変更

.....

3. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
土 地	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
小 計	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
特定資産				
退職給付引当資産	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
小 計	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
合 計	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×

4．基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
土 地	× × ×	(× × ×)	(× × ×)	-
.....	× × ×	(× × ×)	(× × ×)	-
小 計	× × ×	(× × ×)	(× × ×)	-
特定資産				
退職給付引当資産	× × ×	-	(× × ×)	(× × ×)
減価償却引当資産	× × ×	(× × ×)	(× × ×)	-
.....	× × ×	(× × ×)	(× × ×)	(× × ×)
小 計	× × ×	(× × ×)	(× × ×)	(× × ×)
合 計	× × ×	(× × ×)	(× × ×)	(× × ×)

5．担保に供している資産

.....(資産) × × × 円(帳簿価額)は、長期借入金 × × × 円の担保に供している。

6．固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高(直接法により減価償却を行っている場合)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建 物	× × ×	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×	× × ×
合 計	× × ×	× × ×	× × ×

7．債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高(貸倒引当金を直接控除した残高のみを記載した場合)

債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高は、次のとおりである。

科 目	債権金額	貸倒引当金の当期末残高	債権の当期末残高
未 収 金	× × ×	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×	× × ×
合 計	× × ×	× × ×	× × ×

8．保証債務(債務保証を主たる目的事業としている場合を除く。)等の偶発債務

○○○に対する保証債務は、× × × 円である。

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

科 目	帳簿価額	時 価	評価損益
国 債	× × ×	× × ×	× × ×
〇〇株式会社社債	× × ×	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×	× × ×
合 計	× × ×	× × ×	× × ×

10. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

補助金等の名称	交付者	前期末 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	貸借対照表上 の記載区分
補助金						
〇〇補助金	〇〇〇	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	指定正味財産
.....	〇〇〇	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	流動負債
助成金						
〇〇助成金	〇〇〇	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	〇〇〇
.....	〇〇〇	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	〇〇〇
〇〇〇						
.....	〇〇〇	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	〇〇〇
合 計		× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	

11. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

内 容	金 額
経常収益への振替額	
減価償却費計上による振替額	× × ×
.....	× × ×
経常外収益への振替額	
目的達成による指定解除額	× × ×
.....	× × ×
合 計	× × ×

12. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は、次のとおりである。

属 性	法人 等の 名称	住所	資産 総額	事業の 内容又 は職業	議決権 の所有 割合	関係内容		取引 の内 容	取引 金額	科目	期末 残高
						役員の 兼務等	事業上 の関係				

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

13. 重要な後発事象

.....

14. その他

.....

様式 4

財 産 目 録

平成 年 月 日現在

科 目	金 額		
資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
現金手許有高	× × ×		
普通預金 ○ ○ 銀行 ○ ○ 支店	× × ×		
未収会費 × × 年度会費 × × 名分	× × ×		
.....	× × ×		
流動資産合計		× × ×	
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
土 地 ○ ○ 平米	× × ×		
投資有価証券 第 ○ 回利付国債	× × ×		
.....	× × ×		
基本財産合計	× × ×		
(2) 特定資産			
退職給付引当資産 定期預金	× × ×		
○ ○ 銀行 ○ ○ 支店			
.....	× × ×		
特定資産合計	× × ×		
(3) その他固定資産			
.....	× × ×		
.....	× × ×		
その他固定資産合計	× × ×		
固定資産合計		× × ×	
資産合計			× × ×
負債の部			
1. 流動負債			
未払金 ○ ○ に対する未払額	× × ×		
.....	× × ×		
流動負債合計		× × ×	
2. 固定負債			
退職給付引当金	× × ×		
.....	× × ×		
固定負債合計		× × ×	
負債合計			× × ×
正味財産			× × ×

貸借対照表総括表

平成 年 月 日現在

科 目	一般会計	〇〇特別会計	〇〇特別会計	内部取引消去	合 計
資産の部					
1. 流動資産					
中科目別記載					
流動資産合計					
2. 固定資産					
(1) 基本財産					
中科目別記載					
基本財産合計					
(2) 特定資産					
中科目別記載					
特定資産合計					
(3) その他固定資産					
中科目別記載					
その他固定資産合計					
固定資産合計					
資産合計					
負債の部					
1. 流動負債					
中科目別記載					
流動負債合計					
2. 固定負債					
中科目別記載					
固定負債合計					
負債合計					
正味財産の部					
1. 指定正味財産					
中科目別記載					
指定正味財産合計					
(うち基本財産への充当額)					
(うち特定資産への充当額)					
2. 一般正味財産					
(うち基本財産への充当額)					
(うち特定資産への充当額)					
正味財産合計					
負債及び正味財産合計					

様式 5 - 2

正味財産増減計算書総括表

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

科 目	一般会計	〇〇特別会計	〇〇特別会計	内部取引消去	合 計
一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
中科目別記載					
経常収益計					
(2) 経常費用					
中科目別記載					
経常費用計					
当期経常増減額					
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
中科目別記載					
経常外収益計					
(2) 経常外費用					
中科目別記載					
経常外費用計					
当期経常外増減額					
当期一般正味財産増減額					
一般正味財産期首残高					
一般正味財産期末残高					
指定正味財産増減の部					
中科目別記載					
当期指定正味財産増減額					
指定正味財産期首残高					
指定正味財産期末残高					
正味財産期末残高					

様式 6 - 1 (事業活動によるキャッシュ・フローを直接法により表示する場合)

キャッシュ・フロー計算書

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

科 目	当年度	前年度	増 減
事業活動によるキャッシュ・フロー			
1. 事業活動収入			
基本財産運用収入	× × ×	× × ×	× × ×
.....			
入会金収入	× × ×	× × ×	× × ×
.....			
会費収入	× × ×	× × ×	× × ×
.....			
事業収入	× × ×	× × ×	× × ×
.....			
補助金等収入	× × ×	× × ×	× × ×
.....			
事業活動収入計	× × ×	× × ×	× × ×
2. 事業活動支出			
事業費支出	× × ×	× × ×	× × ×
.....			
管理費支出	× × ×	× × ×	× × ×
.....			
事業活動支出計	× × ×	× × ×	× × ×
事業活動によるキャッシュ・フロー	× × ×	× × ×	× × ×
投資活動によるキャッシュ・フロー			
1. 投資活動収入			
固定資産売却収入	× × ×	× × ×	× × ×
.....			
投資活動収入計	× × ×	× × ×	× × ×
2. 投資活動支出			
固定資産取得支出	× × ×	× × ×	× × ×
.....			
投資活動支出計	× × ×	× × ×	× × ×
投資活動によるキャッシュ・フロー	× × ×	× × ×	× × ×
財務活動によるキャッシュ・フロー			
1. 財務活動収入			
借入金収入	× × ×	× × ×	× × ×
.....			
財務活動収入計	× × ×	× × ×	× × ×
2. 財務活動支出			
借入金返済支出	× × ×	× × ×	× × ×
.....			
財務活動支出計	× × ×	× × ×	× × ×
財務活動によるキャッシュ・フロー	× × ×	× × ×	× × ×
現金及び現金同等物に係る換算差額	× × ×	× × ×	× × ×
現金及び現金同等物の増減額	× × ×	× × ×	× × ×
現金及び現金同等物の期首残高	× × ×	× × ×	× × ×
現金及び現金同等物の期末残高	× × ×	× × ×	× × ×

(注) 1 資金の範囲 資金の範囲には、現金及び現金同等物を含めている。

2 重要な非資金取引 現物により寄付を受けた固定資産が × × × 円ある。

様式 6 - 2 (事業活動によるキャッシュ・フローを間接法により表示する場合)

キャッシュ・フロー計算書

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

科 目	当年度	前年度	増 減
事業活動によるキャッシュ・フロー			
1. 当期一般正味財産増減額	× × ×	× × ×	× × ×
2. キャッシュ・フローへの調整額			
減価償却費	× × ×	× × ×	× × ×
基本財産の増減額	× × ×	× × ×	× × ×
退職給付引当金の増減額	× × ×	× × ×	× × ×
未収金の増減額	× × ×	× × ×	× × ×
貯蔵品の増減額	× × ×	× × ×	× × ×
未払金の増減額	× × ×	× × ×	× × ×
指定正味財産からの振替額	× × ×	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×	× × ×
小 計	× × ×	× × ×	× × ×
3. 指定正味財産増加収入			
補助金等収入			
.....	× × ×	× × ×	× × ×
指定正味財産増加収入計	× × ×	× × ×	× × ×
事業活動によるキャッシュ・フロー	× × ×	× × ×	× × ×
投資活動によるキャッシュ・フロー			
1. 投資活動収入			
固定資産売却収入			
.....	× × ×	× × ×	× × ×
投資活動収入計	× × ×	× × ×	× × ×
2. 投資活動支出			
固定資産取得支出			
.....	× × ×	× × ×	× × ×
投資活動支出計	× × ×	× × ×	× × ×
投資活動によるキャッシュ・フロー	× × ×	× × ×	× × ×
財務活動によるキャッシュ・フロー			
1. 財務活動収入			
借入金収入			
.....	× × ×	× × ×	× × ×
財務活動収入計	× × ×	× × ×	× × ×
2. 財務活動支出			
借入金返済支出			
.....	× × ×	× × ×	× × ×
財務活動支出計	× × ×	× × ×	× × ×
財務活動によるキャッシュ・フロー	× × ×	× × ×	× × ×
現金及び現金同等物に係る換算差額	× × ×	× × ×	× × ×
現金及び現金同等物の増減額	× × ×	× × ×	× × ×
現金及び現金同等物の期首残高	× × ×	× × ×	× × ×
現金及び現金同等物の期末残高	× × ×	× × ×	× × ×

(注) 1 資金の範囲 資金の範囲には、現金及び現金同等物を含めている。

2 重要な非資金取引 現物により寄付を受けた固定資産が × × × 円ある。